

要注意

特に注意してほしい消費者トラブル！！



◆ 通信販売ではクーリング・オフはできません！！

見守り
新鮮情報

通信販売は クーリング・オフ できません

インターネット通販で靴を
購入した。大きめのサイズを

注文したが履いてみると窮屈
だった。返品したいと
メールしたところ「返品
できない。利用規約にも
書いてある」との返事だった。
確かに利用規約には返品
不可の記載があったので
「それならクーリング・
オフしたい」と伝えたが
「通信販売にはクーリ
ング・オフの適用は
ない」と回答が来た。

(60歳代)



通信販売には、法律上のクーリング・オフ
制度はありません！！

インターネット通販やテレビショッピングなどの通
信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありま
せん。返品の可否や条件について事業者の定めたル
ール(特約)があればそれに従うことになります。

返品などの条件は特約に従うことに！！

通信販売で購入する際は、特約の内容を確認し、
事前に返品できるかどうかや、返品が可能な条件
などをよく確認しましょう。

特約がない場合は、商品を受け取った日を含む
8日以内であれば、消費者が送料を負担して返品
できます。

また、返品が可能な場合でも、返品期限が設け
られている場合があります。商品を受け取ったら
すぐに中身を確認しましょう

◆ 「お試し」で終われない！？ “定期購入” に注意！

見守り
新鮮情報

インターネット通販で、「初回300円、〇日間
解約保証」と表示されたダイエットサプリメント
を注文した。効果を感じられなかったので、解約
保証期間内に解約を申し出ると、「4カ月

以上の定期購入が条件の契約と
なっているので、解約には
4カ月後に連絡が必要」
と言われた。「〇日間
解約保証のはずだ」
と言うと、「その場合は
通常価格1万5千円
の支払いが必要」との
回答だった。そのような
規約はページのかなり
下部まで見ないと
分からなかった。

(60歳代 男性)



「解約保証」のはずが… 定期購入トラブルに注意

「定期縛りなし」は定期購入です！

ネット広告から、お試し商品などの申込みの際、定
期購入となっているトラブルが非常に多く発生して
います！

「定期縛りなし」は最低購入回数の指定がない「定
期購入」という意味で使われています。

また、「解約保証」は解約条件に応じて解約できる
「定期購入」という意味で使われています。

商品の表示の中で、初回の価格だけでなく、支払
総額や解約の条件などを確認しましょう！

解約したいのに電話が繋がらない！？

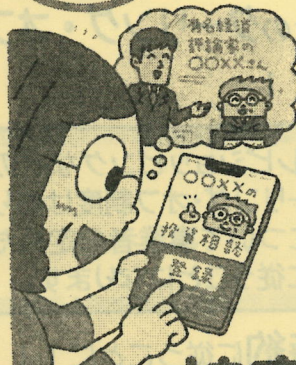
解約したいのに、事業者へ電話が繋がらないと
いう相談が寄せられます。発信履歴は必ず残し、時間
帯を変えるなど粘り強く電話しましょう。

広告・購入確認画面は必ずスクリーンショット

後日、購入の確認ができるように、広告表示や契
約条件が記載されている画面は必ずスクリーンショ
ットで保存しましょう！

◆ SNS をきっかけとした “投資” や “副業” に注意！

見守り 新鮮情報



投資を考えていたら、有名経済評論家主催の投資相談のSNS広告が表示された。100万円が1億円になったとの体験談に惹かれメッセージアプリに登録すると、評論家のアシスタントを名乗る人から投資話が届いた。有名な評論家なら信用できると思い100万円を振り込むと、利益を増やすため100万円を追加するよう言われ、別の口座へ振り込んだ。その後も次々と勧められ総額1500万円を振り込んだ。運用状況を確認すると6千万円の利益が出ていたので引き出そうとしたら、手数料や税金約2200万円を支払わないと出金できないと言われた。(60歳代)

**被害回復は困難！
SNS上で著名人を名乗る
投資話の勧誘に注意**

SNS 上の投資・副業は要注意！

SNS 上で、消費者を信用させるため、著名人本人に無断で名前や写真を使用した投資勧誘などが横行しています。公式サイトなどで注意喚起が出ていないか確認するようにしましょう。

簡単に、必ず、誰でも、は疑って！

投資資金の振込先に個人名義の口座を指定された場合は詐欺です。絶対に振り込まないでください。「簡単」、「必ず」、「誰でも」などのうまい話はまず疑いましょう。

被害の回復は、困難！

入金後に相手と連絡がとれなくなるなど、被害回復は困難です。安易に資金を振り込むことは絶対にしないでください！！

◆ 暮らしのレスキュー の “広告の格安料金” に要注意！

見守り 新鮮情報



**想定外の
高額請求！
トイレ修理
トラブルに注意**

トイレが詰まったので、インターネットで検索し「修理〇百円～」と

記載のある業者に依頼した。最初ポンプのようなもので作業したが改善せず、ドリルのようなもので詰まった異物を粉碎することになった。「通常50万円だが半額にする」と言われたが、詰まりは解消した。手持ちの現金がなく翌日支払うと伝えたがダメだと言われ、ATMで引き出して支払った。気になって、後日他の業者に聞いたら、ありえないほど高額だと言われた。(60歳代)

広告表示料金をうのみにしない！

スマホなどで調べたネット広告に表示された料金で作業できるとは限りません。広告の料金をうのみにせず、依頼する際は、その料金での作業内容や追加料金が発生しないかなど確認しましょう。

高額料金の作業を提案されたら断る！

想定していないほどの高額な料金の作業を提案された場合は、作業を断るようにしましょう。また、請求額や作業内容に納得できないときは、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いはきっぱり断りましょう。

消費生活センターなどに相談しましょう

広告表示額と請求額が大きく異なる場合など、クーリング・オフできる可能性もあります。困ったときは消費生活センターなどにご相談してください。

悪質商法の被害や契約トラブルに遭うなど、消費生活に関する相談は

宝塚市消費生活センターへ

相談専用電話 **0797-81-0999**

★来所相談は事前予約が必要です

相談時間：9:00～12:00、12:45～16:00

相談日：月曜～金曜(祝・休日、年末年始を除く)